

第46回 宝塚市開発審査会議事録

日 時 平成27年1月28日（水曜日）9時30分から10時15分

場 所 宝塚市役所 3-3 会議室

出 席 石井 昇 会長
林 宏昭 委員
岡 絵理子 委員
徳尾野 徹 委員

幹 事 樋口 宅地建物審査課長

事 務 局 井ノ上 都市整備部長
坂本 宅地建物審査課係長
黒川 宅地建物審査課係長
志村 宅地建物審査課職員

(事務局) 本日の会議の成立についてご報告させていただきます。本日の審査会は、5名の委員のうち4名の委員が出席されております。宝塚市開発審査会条例第6条第2項の規定により、会長及び2名以上の委員の出席がありますので、会議を開くことができます。

また、本日の署名委員は石井会長と林委員となりますので、よろしくお願いたします。

(会長) それでは第46回宝塚市開発審査会を始めさせていただきます。本日の案件は、平成26年11月28日付で申し立てがありました「開発行為変更許可処分取消しを求める審査請求」についてです。まず、これまでの経緯について事務局から報告してください。

(事務局) 本日の開発審査会までの経緯をご報告します。

《経緯報告》

(会長) 弁明書、反論書に記載されている内容で、疑問点があれば質問をお願いします。

(委員) 反論書に資料の開示をするように記載がありますが、これはどういうことですか。

(事務局) 反論書に記載された内容を調査いたしましたので、その結果についてご報告します。

まず、「(1) 構造計算書の未公開部分」について調査したところ、当初許可申請書において、添付されている目次は二つあり、それぞれ26ページと30ページまで記載されていますが、構造計算書は9ページと12ページが添付されていました。情報公開請求では、未公開部分があるわけではなく、申請書に添付されていたものを全て公開したものです。

(委員) 目次には26ページと30ページが記載されていますが、申請書に添付されているのは、設計者が申請に必要なだと判断した部分のみであるから、宝塚市が保有している公文書は全て公開しているということですね。

(事務局) はい。宝塚市が保有している公文書は全て公開しています。

(事務局) 続きまして「(2) 上部新擁壁の基礎の支持力及び(3) 新擁壁の支持地盤面における平板載荷試験の写真並びに報告書の開示」の件ですが、

平成26年10月16日付けで審査請求人の一人●●●●さんから当初許可、2回の変更許可に関する申請書及び完了検査前の工事完了届書について情報公開請求があり、これらの公文書については既に処分庁が公開しております。

(委員) つまり、反論書の4ページ(2)(3)に記載されている資料についてはすでに開示されているということですね。

(事務局) はい。

引き続き、第3その他処分庁が明らかにすることを求める事項についてもご報告します。

まず検査済証については、検査済証の原本の作成日は、平成26年1月30日であり、同日付で開発許可の申請者に処分庁が交付しています。なお、情報公開で開示した日付の記載及び公印の押印がない検査済証については、申請者に交付する前にその記載内容に誤りがないかを、処分庁が工事完了届の決裁に並行して確認を行うための書類であり、工事完了届と共に保存したものであるとのことでした。

なお、検査済証は申請者に処分庁が交付するものであり、本来処分庁には存在しないものですが、弁明書に添付されているものは、申請者に了承を得てその写しを添付したものであるとのことでした。

次に、「防災工事について明らかにされたい」ということについては、「開発区域西側の斜面の中腹に溝を掘ったのみである」とされる工事は開発区域外であり、また別途許可処分の経緯がないため、工事の内容を示せるものは無いとのことでした。

(委員) 審査請求人は、情報公開請求の際に交付した検査済証に日付の記載がなかったため、その件を反論書でおかしいと言われているのですね。

1月30日付で検査済証を交付したことは確認済みですか。

(事務局) はい。情報公開請求により公開された書類は、検査済証を発行するための決裁に添付する確認用の書類です。ですから、意思決定前の書類であり、決裁が終わった後、日付を入れ、公印を押印し検査済証を申請者に交付されることとなります。今回、弁明書に添付された検査済証については、処分庁が申請者の了承を得てその写しを添付したものです。工事完了検査後に決裁を経たうえで、弁明書の乙第1号証の検査済証の原本が交付されたということを確認しております。

(委員) 「審査請求人らが以前処分庁に対し情報公開請求を行った際に、」と反論書に記載ありますので、この段階ではまだ存在していなかったということですか。

(事務局) いえ、検査済証は存在しておりましたが、すでに申請者へ交付されていきました。しかも、検査済証の写しについての情報公開請求ではありませんでした。

(委員) 確認ですが、弁明書の段階ではきちんと日付を記載した検査済証の写しが添付されているということですね。

(事務局) はい。

(会長) 他に疑問点はありますか。

(委員) 最大の論点は、今回の開発行為変更許可処分の取消しの審査請求に法律上の利益があるかどうかということです。反論書には最高裁の判例が引用されていますが、重要な部分が引用されていません。反論書において引用されている最高裁判決の文章の前には、「都市計画法第29条に基づく開発許可は、あらかじめ申請に係る開発行為が同法第33条の所定の要件に適合しているかどうかを公権的に判断する行為であって、これを受けなければ適法に開発行為を行うことができないという法的効果を有するものであるが、許可に係る開発行為に関する工事が完了したときは開発許可の有する右の法的効果は消滅するものというべきである。(中略)客観的にみて同法第33条所定の要件に適合しない開発行為について誤って開発許可がされ、右行為に関する工事がされたときは」とあります。開発許可の効力は工事完了・検査済証の交付をもって消滅していると判決で明言しています。最高裁の判例によると、本案件については、開発行為に関する工事が完了し、検査済証の交付がなされ、公告もなされていますので、既に開発行為に関する開発許可(開発行為変更許可)の法的効果は消滅し、取消しをすべきものが存在しないということになります。

最高裁の判決が現に存在している以上、本開発審査会が開発許可を取り消しても全く意味がないと考えられますが、反論書には最高裁判例に対する弁護士側の独自の見解が記載されています。我々としては、現にある最高裁判例を尊重すべきだと考えます。この最高裁判例は、その後の最高裁判決でも引用されており、判例変更される見込みもないといわ

れていますので、審査請求人からすると大変残念なことでしょうが、結論としては、今回の審査請求は却下せざるを得ないということになるかと思えます。反論書に「公開審理を経たうえで行われるべき」と記載があり、釈明の場を設けて口頭意見陳述をさせてほしいということが書かれているのですが、少なくとも私はそれを聞く必要はなく、聞いても結論は一切変わらないと思えます。確立した最高裁判例に完全に矛盾している主張だと思えます。

(委員) 前提としては、今回の開発許可が違法ではないということですよ。

(委員) 私の個人的意見としては、本件の開発行為変更許可が違法か否かということに本開発審査会として立入る必要はないのではないかと思います。

(委員) 法的効果が消滅しているとは、どの時点で消滅するのですか。

(委員) 最高裁の判決によると、「そもそも開発許可というのは適法に開発行為を行うという法的効力を与えるもので、許可にかかる開発行為に関する工事が完了したときは開発許可の有する右の法的効果は消滅するというべきもの」といっています。

(委員) 検査済証が交付された時点で消滅するということですね。

(会長) 裁決については、却下ということによろしいですか。

(委員) ≪異議なし≫

(会長) よろしければ私が裁決案を作らせていただきます。それを事前にお送りしますのでご検討いただいて、正式に裁決を決定するために2週間後にもう一度審査会を開催したいと思います。

≪各委員の日程を調整≫

(事務局) それでは2月12日午前9時半より次回審査会を開催させていただきます。

(会長) 本日の開発審査会は終了します。

以上